4月1日申請受付開始 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止対策

円)」を交付しています。 ルギー導入奨励金(上限10万 備や電気自動車を購入した方 の一環として、太陽光発電設 に、予算の範囲内で「新エネ 平成31年度も4月1日より

交付申請の受付を開始します。

申請受付期間

平成31年4月1日

~翌年3月31日

太陽光発電設備

- 太陽熱利用設備
- クリーンエネルギー自動車 (電気・天然ガス・水素・メタ ノールのみ
- 小型風力発電設備
- 小水力発電設備
- 天然ガスコージェネレー ション設備

申請書添付書類

- ①国・県等の補助を受けた書 類の写し、交付額決定通知 書の写し
- ②設備の規格または仕様がわ かる書類(設備のカタログ
- ③設備の設置費用に係る領収 書の写しおよび内訳書

⑤設置場所の案内図 ④設備の設置状況が分かる複 数の箇所の写真

⑥町税の納税証明書(申請日 以前30日以内の発行日のも

⑦発電設備は想定される発電 る資料 量および自家消費量が分か

⑧太陽光発電設備はパネルの 配置図面

⑨クリーンエネルギー自動車 ⑩その他町長が必要と認める は自動車検査証の写し

※領収書および車検証は窓口 てお持ちください。 申請のときに、原本を併せ にて原本確認を行います。

留意事項

- ●申請様式は役場窓□のほか 町ホームページで取得でき
- ●予算に限りがありますので 申請前に予算状況について、 お問い合わせください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係

(32)31114

そば生産者対象の 補助事業をご活用

る支援を実施しています。 耕作放棄地等の解消を図るた 農業振興施策の一環として 町ではそば生産者に対す

そば種子無料頒布事業

頒布します。 る方を対象に、種子を無償で 町内の農地でそばを生産す

対象者 町内耕作者

※平成28年度以降に無料頒布 3年間は自己収穫種子を蒔 ませんのでご注意ください。 を受けた方は、対象となり いていただきます。

●種子の品種 しなの1号

●頒布量 10a当たり6㎏ **頒布時期** 7月中旬頃

●申し込み

係にありますので、5月31日 (金)までにお申し込みくださ 申込書は、産業経済課農政

●その他

は相当額の返還を請求します。 た場合などは、種子返却また 頒布した種子を蒔かなかっ

そば刈取り事業

取りを依頼し、生産者が支払 うべき刈り取り料金の一部を 結している団体にそばの刈り 業務・運営業務委託契約を締 御代田町農業機械維持管理

補助します。

助します。

●申し込み

し込みください。 係にある申込書により、 望する方は、産業経済課農政 希望される方はお申し込みく 産実績のある方を対象に申込 ださい。新たに刈り取りを希 書を送付しますので、補助を お 申

放棄地

交付条件

て利用すべきと判断した耕作 域で、農業委員会が農地とし

そば生産者補助金交付事業

る事業です。 は当たりに補助金を上乗せす の出荷量に応じ、販売価格1 業所に出荷した場合、玄そば そば生産者が町で認めた事

●対象者

荷した方 の農地で生産した玄そばを出 町内の農業者自らが、町内

●補助金額

します) 200円以内(補助金額は その年の総出荷量により変動 玄そば販売量1㎏当たり

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係 (32)3113

●補助金額

り料のうち、3千円を町が補 10a当たり1万円の刈り取

業です。

作を再開する場合、その経費

荒廃した農地を復旧し、耕

耕作放棄地解消事 補助金をご活用ください

業

に対する補助金を交付する事

対象農地

農業振興地域内の農用地区

9月上旬に、昨年度そば牛

●解消後、 いよう耕作および管理する 10年間は荒廃しな

こと 貸借の際は、農地利用集積

ること 計画等により利用権設定す

の1以内 表により算出した経費の2分 町が定める作業ごとの単価

その他

●過去に補助対象となった農 地は対象となりません。

事業着手後の申請は認めら 請してください。 れません。必ず着手前に申

問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

説明会を開催します 改正に関する住民 開発指導要綱の一部

彩・デザインなど)が定められ ています。 とした「開発指導要綱」に基づ 全な住環境の確保などを目的 る開発に対する基準(高さ・色 層建築物の建築を行おうとす に対して指導を行っています。 町では、 「開発指導要綱」には、中高 町内に建築される建物 、町民の皆さまの安

の一部緩和に関する住民説明 会を開催します。 域における建築物の高さ制限 今回、大林地区の準工業地

4月19日(金)

午後7時~

場所

役場 2階大会議室

問い合わせ先

企画財政課企画係

平成31年度 固定資産価格等の 縦覧·閲覧

固定資産課税台帳を無料で閲 ます。また、縦覧期間中は、 帳簿」を縦覧することができ された「土地・家屋価格等縦覧 覧することができます。 土地や家屋の評価額等が記載 固定資産税の納税者の方は

この機会にぜひご確認くだ

4月1日(月)~5月7日(火) (土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分~午後5時15分

税務課資産税係3番窓口

持参するもの

- |本人確認ができるもの(運 転免許証など)
- はんこ(印章)
- |委任状(法人および代理人 が縦覧される場合

手数料

手数料は無料です(コピーが ピー料金がかかります)。 必要な場合は、1枚20円のコ 縦覧期間中の課税台帳閲覧

問い合わせ先

税務課資産税係

(32)3126

継続をお願いします 夏はくさい適正生産の

保されています。 格で販売され、一定の所得が確 いただいた、結果、安定した価 るよう「適正生産」に取り組んで は、需要に見合った生産量とな 格が低落するおそれがあります。 月1日~8月10日)を中心に価 消費量の減少により、7月期(7 菜ですが、主な需要である漬物 野県産のシェアが極めて高い野 これまで、生産者の皆さまに 夏はくさい(7月~9月)は、長

です。 とたび市場への供給が過剰にな に継続して取り組むことが必要 確保するためには、「適正生産! 向にあります。安定的に所得を れば、価格が大幅に低落する傾 には大きな変化が見られず、ひ しかし、依然として漬物需要

適正生産の取り組みが、安定し た価格形成につながります。 生産者の皆さま一人ひとりの

センターまでお願いします。 または長野県佐久農業改良普及 管轄する佐久浅間農業協同組合 替品目等についてのご相談は、 す。なお、実際の作付計画や代 引き続き取り組みをお願いしま 要に見合った適正量となるよう 月1日~8月10日)出荷が、需 本年産においても、7月(7

問い合わせ先

産業経済課農政係 佐久農業改良普及センター 0267(3)3168

(32)3113

ごみの投棄は

る行為も処罰の対象です。



不法投棄現場の様子

うにしてください。

毎年多発しています。風の強

どからの延焼による山火事が

いします。特に、土手焼きな

きには、火入れを行わないよ

い日や空気が乾燥していると

町へのご一報にご協力をお願 棄が増加する傾向にあります。 や家具など粗大ごみの不法投 不法投棄を発見した際は 例年、3~4月に家電製品

場合は、環境衛生係までお気 軽にご相談ください。 ごみの処分方法でお困りの

問い合わせ先

訂正箇所

12ページ

肥後 勉さん 肥後 努さん

町民課環境衛生係

違法行為です!

平成31年度

科されます。 棄することは法律で禁じられ 下の罰金、またはその両方が 下の懲役もしくは1千万円以 ており、違反した場合5年以 ごみを適正な方法以外で廃

> 防運動実施期間としています。 5月31日までを春の山火事予

長野県では、3月1日から

春の山火事予防運動

春先は空気が乾燥し、山火

目的に、ごみを収集・運搬す また、不法投棄することを

ては絶対にやめるようにお願

火の不始末やたばこの投げ捨

す。山火事の原因となるたき 事が起こりやすくなっていま

問い合わせ先 産業経済課耕地林務係 佐久地域振興局林務課 0267(3)3153

(32)3113

訂正とお詫び

載の「こんにちは農業委 りがありました。訂正し 営協定締結者の氏名に誤 員会」で紹介した家族経 てお詫びします。 広報やまゆり3月号掲